

令和元年 月 日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府地方独立行政法人  
大阪府立環境農林水産総合研究所評価委員会  
委員長 金子 嘉信  
(事務局：大阪府環境農林水産部環境農林水産総務課)

意見書(案)

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という）第 25 条第 3 項の規定に基づき本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第 25 条第 1 項の規定に基づき設立団体の長が定める中期目標については、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所第 3 期中期目標（案）のとおり定めることが適当である。

以上